○経済産業省告示第四十号

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第三十七条第一項の規定に基づき、次の団体を認定個人情報保護団体として認定したので、同条第三項の規定に基づき、公示する。

平成二十九年三月二十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

一　団体の名称及び住所
　一般社団法人一般社団法人　医療データベース協会
　東京都港区芝大門二丁目5番5号
二　認定を受けた日
　平成二十九年二月二十七日

○経済産業省告示第四十一号

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）第一条の四第七号の規定に基づき、火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示

火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示（平成二十四年経済産業省告示第十四号）の一部を次のように改正する。

第三十三号イ中「量が〇・一八八グラム以下」の下に「（二の圧力容器封板開放装置を有する自動二輪車用着衣型エアバッグの場合にあっては、当該装置内の火薬の量がそれぞれ〇・三二グラム以下）」を加え、ただし書を削る。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○経済産業省告示第四十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）の規定に基づき、並びに同法及び同令の規定を実施するため、原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年三月二十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金交付要綱（平成十四年経済産業省告示第三百九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

原子力発電施設等の周辺地域における大規模開発地区への企業立地促進事業費補助金交付要綱

第二条中「工業基地」を「開発地区」に改める。

（様式第1）、（様式第2）、（様式第3）、（様式第4）、（様式第5）、（様式第6）、（様式第7）、（様式第10）中「原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進」を「原子力発電施設等の周辺地域における大規模開発地区への企業立地促進」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第四十三号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十九年三月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年三月二十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

登録番号	氏　名
416055	安元　訓皓
416057	藤岡　良行
416059	茂田　暁介
416061	山本　浩章
416063	髙井　美帆
416065	石田　悦穂
416067	柏原　伸彦
416069	岸本　和也
416071	田上　洋
416073	土屋　健
416075	長野　和矢
416077	森　幸春
416079	沖田　伸一
416081	丹井　涼太
416083	二本松貴之
416085	三坂　久義
416087	山田　宗徳
416089	荒生　肇
416091	田端　義宏
416093	竹内　潤
416095	宮崎　哲夫
416097	粕谷　孝一
416099	星川　美佐
416101	野村　泰生
416103	寺澤　智行
416105	手塚　裕也
416107	田村　美紀
416109	寺澤　健
416111	椎名　俊文
416113	嶋津　正芳
416115	平原　一樹
416117	内倉　要
416119	川手　元
416121	板屋　浩司
416123	西川　和寿
416125	宇野　裕治
416127	大関　卓也
416129	宮本　立史
416131	三上　尚吾
416133	髙﨑　隆彦
416135	北村　数沙
416137	山崎雄一郎
416139	名倉　有亮
416141	田中　威
416143	瀬口　力也
416145	藤山陽太郎
416147	西岡　邦和
416149	鉄本　一生
416151	柳澤　俊輔
416153	池田　哲郎
416155	大月　荒磨
416086	浅見　達
416088	鳥生　明美
416090	大林　凌
416092	森川　泰裕
416094	富田　伸行
416096	西谷　晃
416098	清水　智成
416100	宮中　大介
416102	商司　浩
416104	小野　靖王
416106	山下　順
416108	髙津　雅彦
416110	桑原　祥平
416112	福田　有希
416114	仲　晋永
416116	佐野　公良
416118	小林　秀行
416120	河野　正
416122	水嶋慎一郎
416124	大平　昌和
416126	杉本　憲彦
416128	色川　大輔
416130	田中　雄也
416132	川田　純也
416134	星田　佳祐
416136	三島　浩
416138	森田　賢二
416140	江上　安馬
416142	黒澤　祐一
416144	海老澤　剛
416146	木佐谷　康
416148	兵永　信一
416150	灰谷　直樹
416152	安藤　翔
416154	大川原正記
416156	古澤登志美

○経済産業省告示第四十四号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十九年三月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年三月二十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

登録番号	（変更前）	（変更後）
401703	檜山　直美	柴田　直美
404376	小畑　光良	小畑　満芳
410196	宮崎　達也	宮崎　達也

○経済産業省告示第四十五号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十九年三月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として再登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年三月二十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

登録番号	氏　名
403455	岡崎　晶良
408552	山﨑　仁史

○経済産業省告示第四十六号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第三号の規定に基づき、平成二十九年三月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年三月二十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

登録番号	氏　名
211597	谷口　吉郎
405321	髙橋　正明
405502	黒田　一樹

○経済産業省告示第四十七号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十五条第一項第二号の規定に基づき、平成二十九年三月一日付けをもって中小企業診断士の登録の消除をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十九年三月二十一日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

登録番号	氏　名
400092	岸田　恭一
404343	上西　洋一
404354	柳田　政昭
404367	田島　堂弘
409671	成田　佳大
409716	三溝　光宏
404337	川崎　淳
404346	時崎　肇
404361	堀越　正夫
409669	横山　慶
409678	松田　慎平
409718	南口　公彦